

定 款

平成 25 年 7 月 10 日 設立
令和 6 年 6 月 27 日 改訂
令和 7 年 6 月 27 日 改訂
令和 7 年 8 月 2 日 改訂
令和 7 年 9 月 1 日 改訂

株式会社コンヴァノ

株式会社コンヴァノ 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社コンヴァノと称し、英語では Convano Inc.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ビューティー&ライフスタイル事業

- ①ネイルサロン・美容サロン・エステティックサロン等の経営およびフランチャイズチェーンの展開
- ②サロンの経営およびフランチャイズチェーンの展開
- ③美容用品・化粧品・雑貨・食品等の小売、輸入、製造、販売および関連フランチャイズ事業
- ④上記に関連するスクール(ネイルスクール・ビジネススクール等)の運営、各種検定試験の企画・実施
- ⑤商品・サービスの企画、開発、OEM／ODM、製造、販売

2. IT・デジタルソリューション事業

- ①コンピュータシステム、クラウドサービス、インターネットを用いた各種プラットフォームの企画、開発、運用および保守
- ②AI・高性能計算向けデータセンターの企画、設置、運営およびそれに付随するインフラ構築・保守
- ③WEBサイト／アプリケーションの企画、デザイン、制作、運営およびデジタルマーケティング・広告代理業務

3. ロジスティクス・アウトソーシング事業

資材・商品の保管、梱包、発送、在庫管理、サンプリング等の販売促進業務請負および古物営業

4. 人材・教育・イベント事業

職業紹介、労働者派遣、社員研修、セミナー、カンファレンス、各種イベント・ハッカソン等の企画・運営

5. 投資・アセットマネジメント事業

- ①自己資金およびファンド資金による国内外企業への投資、M&A、企業再編、事業再生・事業承継支援

- ②投資事業有限責任組合、投資法人、SPV等の組成・管理・運営
- ③不動産・インフラ・再生可能エネルギー等への投資およびアセットマネジメント

6. Web3・デジタルアセット事業

- ①ブロックチェーン基盤技術および関連ソリューションの研究、開発、提供
- ②暗号資産・セキュリティトークンの発行、売買、保管並びに関連サービス
- ③NFT、DeFi、DAO等のプラットフォームの企画、開発、運営およびトークノミクス設計・スマートコントラクト監査

7. 知的財産権の取得・管理・ライセンス

特許、商標、著作権その他の知的財産権の取得、管理、譲渡、ライセンス並びに技術移転

8. 前各号に附帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,733,984,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について

電子提供措置をとる。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議 事 録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 19 条 当会社の取締役は、9 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

附則

(取締役の任期に関する経過措置)

第1条 定款第21条の規定にかかわらず令和5年6月28日開催の第10回(10期)定時株主総会において選任された取締役の任期は、令和7年6月開催の第12回(12期)定時株主総会終結の時までとする。

2 定款第21条の規定にかかわらず令和5年10月12日開催の臨時株主総会において選任された取締役の任期は、令和7年6月開催の第12回(12期)定時株主総会終結の時までとする。

3 定款第21条の規定にかかわらず令和6年2月7日開催の臨時株主総会において選任された取締役の任期は、令和7年6月開催の第12回(12期)定時株主総会終結の時までとする。

4 本条は、前項の期日経過後これを削除する。

2 補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役又は前任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 30 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(常勤監査役の選定)

第 34 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 36 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 38 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 43 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

2 未払の配当金には、利息をつけない。

以 上